

税制上の優遇措置についてのお知らせ(個人寄付の方用)

日頃より社会福祉法人子供の町をご支援頂き、誠にありがとうございます。

今回、個人で寄付をお考えの方に「寄付金優遇税制」の情報提供させていただきます。

令和7年12月9日より、社会福祉法人子供の町は「税額控除対象法人」となっております。

社会福祉法人子供の町へご寄付頂く場合、確定申告をする事により所得税の優遇税制(減税)を受けられます。

①所得控除または②税額控除のどちらか有利な方をご選択下さい。

②の税制控除を選択された場合は、春日部市長名「税額控除に係る証明書」の写しと「寄付金領収書」が必要となりますが、ご寄付頂いた際に証明書を発行させていただきます。

1. 税制上の優遇措置の詳細は下記の通りです。

① 所得控除

個人が各年において特定寄付金を支出した場合、一定の限度額までの金額を各年の総所得金額等から控除する事が出来ます(所得税法第78条第1項該当)。所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方の減税効果が大きくなります。

確定申告することにより、下記の限度内で寄付金控除(所得控除)が受けられます。

【1】 その年中に支出した特定寄付金の合計額	—2,000 円	= 所得控除退所額
【2】 その年中の総所得金額等の 40%相当額		
上記【1】・【2】のいずれか少ない方の金額		

② 税額控除

税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄付金支出者への減税効果が高い事が特徴です。個人が支出した特定寄付金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、所得税額から控除されます。(租税特別措置法第41条の18の3)

社会福祉法人子供の町へご寄付頂いた際に、「税額控除に係る証明書(申告書には写しを添付)」 「寄付金領収書」を発行致しますので確定申告書に添付し税額控除を受けられます。

【1】 その年中に支出した特定寄付金の合計額	—2,000 円	} × 40% = 所得控除退所額
【2】 その年中の総所得金額等の 40%相当額		
上記【1】・【2】のいずれか少ない方の金額		

※控除対象額は、所得税の25%が上限となります。

2. 住民税の寄付金税額控除

社会福祉法人子供の町への寄付は、条例指定対象寄付ですので、確定申告をする事により、住民税の寄付金控除も受けられます。

※所得税の確定申告をされない給与所得者及び年金所得者等の方は、寄付を行った翌年1月1日に居住されている市区町村へご申告下さい。住民税の寄付金税額控除のみ受けられます。

※確定申告される際に、税額控除を選択された方は「税額控除に係る証明書(申告書には写しを添付)」 「寄付金領収書」が必要となりますので、確定申告まで大切に保管をお願い致します。

※確定申告をして頂くと、所得税・住民税双方の寄付金控除が適用されますが、市区町村の申告のみされた方は、住民税の寄付金控除のみ適用になりますのでご注意下さい。

※控除を受ける際にご不明な点がございましたら、納税地を所轄する税務署、居住地の市区町村へお問い合わせ下さい。